

広島県レクリエーション協会 規約

制定 昭和24.11.10
改正 昭和39. 5.
改定 昭和50. 6.
改定 昭和53. 4. 1
改定 平成 6. 5. 25
改定 平成16. 3. 9

第1章 <総 則>

第1条 本協会は、広島県レクリエーション協会と称する。

第2条 本協会の事務所を、広島県広島市中区基町5番44号 広島県経営者協会内に置く。

第2章 <目的及び事業>

第3条 本協会は、県民の余暇生活を開発、充実させるため、レクリエーションの総合的な普及振興及びレクリエーションに関する活動を行なう他の団体に対する支援を行ない、もって県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に資することを目的とする。

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1)レクリエーションの総合的な普及振興を図ること。
- (2)レクリエーションに関する組織の強化及び発展のための支援と相互の連絡協調を図ること。
- (3)レクリエーションに関する県大会を開催すること。
- (4)レクリエーションに関する指導者を養成すること。
- (5)レクリエーションに関する調査研究をすること。
- (6)レクリエーションに関する施設、資材及び用具の調査、研究及び開発をすること。
- (7)レクリエーションに関する広報及び啓発を行なうこと。
- (8)その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 <加盟団体>

第5条 本協会は、次に掲げるものを加盟団体とすることができる。

- (1)市町村におけるレクリエーションを総合的に統括する団体
- (2)県内における種目ごとのレクリエーション団体及び生涯スポーツ団体
- (3)県内におけるその他レクリエーションに関係ある団体

第6条 本協会は、前条に規定する団体が加盟団体となることを会長に申し出たときは、理事会の同意を経て、これを加盟させることができる。

第7条 本協会は、加盟団体が脱退の理由を付して脱退届を提出したときは、理事会の同意を経て、その脱退を認めることができる。

2. 本協会は、加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、又は本協会の加盟団体として不適当と認めたときは、理事会の同意を経て、これを脱退させることができる。

- 第8条 前3条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。
2. 加盟団体は、前項により定められた事項に従わなければならない。
- 第9条 加盟団体は、総会において別に定めるところにより、負担金を納入しなければならない。

第4章 <役員>

- 第10条 本協会には、次の役員を置く。
理事7名以上15名以内（内会長1名、副会長1～3名、及び理事長1名）
監事 2名
- 第11条 会長は、理事会で互選する。
2. 会長は、本協会を代表し、本協会の業務を総理する。
- 第12条 副会長は、理事会で互選し、会長がこれを委嘱する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名された副会長が、その職務を代行する。
- 第13条 理事長は、理事会で互選し、会長がこれを委嘱する。
2. 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務を掌理する。
- 第14条 理事は、総会の議決を経て選出し、会長がこれを委嘱する。
2. 理事は、理事会を組織して、本協会の業務を執行する。
- 第15条 監事は、総会の議決を経て選出し、会長がこれを委嘱する。
2. 監事は、本協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行なう。
(1)本協会の財産の状況を監査すること。
(2)理事の業務執行の状況を監査すること。
(3)財産の状況、又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること。
(4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。
- 第16条 本協会の役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
2. 役員再任は妨げない。
3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。
- 第17条 役員が、次の各号の一に該当する場合は、その任期中であっても、理事会及び総会において、それぞれ4分の3以上の同意を経て解任することができる。
(1)心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 第18条 重要な事項を諮問するため、顧問を置き、会長がこれを委嘱する。
2. 顧問は、総会・理事会に出席して、意見を述べることができる。
- 第19条 本協会に、評議員若干名を置くことができる。
2. 評議員は、加盟団体からおのおの1名をあて、指導者会員から若干名をそれぞれ理事会の議決を経て選出し、会長がこれを委嘱する。
3. 評議員は、役員と兼ねることはできない。
4. 評議員には、前2条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

- 第20条 評議員は、評議員会を組織して、この規約に定める事項について審議決定する。
- 第21条 本協会は、業務遂行上必要があるときは、専門委員等必要な職をおくことができる。
2. 専門委員会に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 第22条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 第23条 役員、評議員、専門委員は無給とする。

第5章 <会員及び会費>

- 第24条 本協会は、別に定める会費を納入した次のものを会員とする。
- (1)指導者会員 財日本レクリエーション協会の公認指導者
- (2)賛助会員 本協会の事業に賛同する、個人又は法人
- (3)名誉会員 本協会に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦された者。
- 第25条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、財日本レクリエーション協会の公認指導者は、同会の登録をもって会員となるものとする。名誉会員に推薦された者は、手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。
- 第26条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。
- (1)脱退
- (2)指導者会員が財日本レクリエーション協会の登録を抹消されたとき。
- (3)死亡又は法人の解散
- (4)除名
- 第27条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、会長が除名することができる。
- (1)本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為があったとき。
- (2)本協会の会員としての義務に違反したとき。
- (3)会費を2年以上滞納したとき。
- 第28条 会員が既に納入した会費は、いかなる理由があろうとも返金しない。

第6章 <会議>

- 第29条 本協会の会議は、理事会及び総会とする。
- 第30条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1)事業計画及び収支予算
- (2)事業報告及び収支決算
- (3)その他本協会の運営に関する重要事項
2. 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
- (1)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2)総会に提出する議案に関する事項
- (3)事業計画・収支予算書(案)、事業報告・収支決算書の作成
- (4)加盟団体加盟の承認及び会員入会の承認
- (5)その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

- 第31条 総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
 3. 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 第32条 会議は、会長が召集する。
2. 会議を招集する場合は、構成員に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも7日以前に通知しなければならない。ただし、会長が、緊急に理事会を開催する必要があると認められるときは、この限りではない。
- 第33条 総会の議長は、会長とする。
2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 第34条 会議は、総会においては構成員、理事会においては理事のそれぞれ3分の2以上の出席がなければ開会することはできない。
- 第35条 総会の議事は、この規約に別に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決する。
2. 理事会の議事は、理事の過半数をもって決する。
 3. 可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 第36条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 第37条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)会議の日時及び場所
 - (2)構成員の現在数
 - (3)会議に出席した構成員の氏名（表決委任者を含む）
 - (4)議決事項
 - (5)議事の経過の要領及び発言者の発言要旨
 - (6)議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 <資産（財産）及び会計>

- 第38条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1)会費
 - (2)寄付金品
 - (3)事業に伴う収入
 - (4)負担金
 - (5)その他の収入
- 第39条 本協会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決により定める。
- 第40条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。
- 第41条 収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第42条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 <規約の変更>

第43条 この規約は、総会において構成員の3分の2以上の同意を得なければ、変更することはできない。

第9章 <付 則>

第44条 この規約施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。
本協会事務局旅費規程は、広島県経営者協会旅費規程に準ずる。
この規約は、平成16年3月9日より施行する。